# 令和８年度道立病院職員採用選考募集要項（作業療法士）

北海道では、道立病院に勤務する作業療法士を次により募集します。

## １　受験資格

| |
|---|
| **（１）既に作業療法士の資格を有している方で、採用予定日現在で６１歳未満の方** |
| **（２）令和８年３月３１日までに実施される国家試験において作業療法士の資格を取得する見込みの方で、採用予定日現在で６１歳未満の方** |

ただし、次の方は受験できません。

〇地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## ２　採用予定箇所及び採用予定数

| 職　種 | 採用予定箇所 | 採用予定数 |
|---|---|---|
| 作業療法士 | 緑　ヶ　丘　病　院　　（河東郡音更町緑が丘１番地） | １名 |

＊採用予定箇所及び採用予定数は、欠員等の状況により変更となる場合があります。

## ３　募集期間

**通年募集（採用者が決定次第、募集を終了する可能性があります）**

## ４　採用試験の日時及び会場

（１）日時

応募書類到着後、個別に調整します。

（２）会場

北海道庁（札幌市）及び道立緑ヶ丘病院

## ５　試験内容

| 試験区分 | 内　　容 |
|---|---|
| 作文試験 | 職務に関する課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験（90 分） |
| 面接試験 | 個別面接による人物及び職務に関連する知識についての口述試験 |

## ６　応募手続

（１）応募方法

必要書類を道立病院局あてに提出（郵送可）してください。なお、封筒の表に「令和８年度作業療法士採用試験応募書類」と朱書きしてください。

（２）必要書類

ア　道立病院職員採用選考申込書（自筆・写真貼付）

イ　既に資格を有している方は作業療法士免許の写し（裏面にも記載がある場合は両面）、資格を取得する見込みの方は卒業（見込）証明書

（３）申込先

〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西７丁目

北海道道立病院局　総務課人材確保対策室

（４）その他

ア　本選考の実施にあたっては、**受験票の発行はしておりません**のでご留意願います。

なお、試験当日は事前に郵送する「試験案内」を確認の上、集合時間までに会場へお越し下さい。

イ　受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨を道立病院局に連絡してください。

ウ　申込書に不備がある場合は受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

エ　同一年度内の２回目以降の受験及び次年度の応募には、再度応募手続が必要となります。

## ７　合格発表

合否結果については、採用試験後２週間以内（予定）に受験者全員に郵送により通知します。

## ８　合格者の採用

（1）採用予定日

令和８年（2026 年）４月１日

（2）合格者が採用日を指定することはできません。

また、本選考に合格されても、作業療法士の国家試験に不合格の場合には、採用されません。

## ９　給　　与

「北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等に基づき支給します。

| 学歴区分 | 初任給 | 諸手当 |
|---|---|---|
| 大学卒 | 227,400 円 | 期末手当・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 |
| 短大３卒 | 220,500 円 | |

・金額は令和７年４月１日現在。

・初任給は、採用前の学歴や経歴等を考慮のうえ決定されることから上記額と異なることがあります。また、期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が異なります。

## 10　勤務条件等

（1）勤務時間・休日等

| | |
|---|---|
| 勤務時間(原則) | 月曜日から金曜日　8 時 45 分～17 時 30 分（昼休み：正午～午後 1 時）<br>※配置先によって、勤務時間が異なる場合があります。 |
| 休日（原則） | 土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） |
| 休暇 | 年次有給休暇：１年に 20 日（採用年は月割計算）。20 日を限度に翌年繰越<br>特別休暇（夏季休暇）：５日（４月から３月までの間）<br>結婚休暇：７日<br>その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。 |
| 職員住宅 | 世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があります。 |
| 健康管理 | 職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年１回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。 |
| 共済制度等 | 共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。<br>また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。 |

（2）仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員や育児を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。（主なものは以下のとおりです）

| | |
|---|---|
| 産前休暇 | 出産予定日の前日から起算して８週間前から出産日まで取得可能 |
| 産後休暇 | 出産日の翌日から８週間を経過する日までの間に取得可能 |
| 育児休業 | 子どもが３歳になるまでの間、子育てに専念する（一定期間勤務しない）ことができる制度 |

| | |
|---|---|
| 育児休暇 | 子どもが２歳になるまでの間、子育てのため（主に子どもの保育施設への送り迎えなど）に取得可能（１日当たり合計２時間以内） |
| 育児短時間勤務 | 小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度（あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択） |
| 育児のための部分休業 | 小学校入学前の子を養育するときに取得可能（勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日当たり合計２時間以内、30 分単位） |
| 育児参加休暇 | 配偶者が出産する場合で、生まれてくる子どもや、小学校入学前の子どもの養育のために取得可能（出産前後８週間の間で５日以内） |
| 子育て部分休暇 | 中学校入学前(障がいのある子は１８歳まで) の子どもの子育てをするために取得できる制度（勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日合計２時間以内） |
| 子育て支援休暇 | 中学校までの子どもの通院付き添いや看病、学校等の休業に伴う子どもの世話又は学校行事等（入園式、入学式、卒園式、卒業式、授業参観、三者面談やPTA 活動など）のために取得可能(子ども１人につき年５日以内、最大 15 日以内) |
| 早出遅出勤務 | 小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等の介護をするために取得可能(通算して６月を超えない範囲内で３回まで) |
| 短期の介護休暇 | 疾病等により２週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の世話をするために取得可能（１年に要介護者が１人の場合５日、２人以上の場合は 10 日） |
| 介護時間 | 疾病等により２週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度（３年の期間内で１日当たり２時間以内） |

**【この選考についてのお問い合わせ・応募先】**

〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道道立病院局総務課人材確保対策室
TEL 011-204-5233（直通）
011-231-4111（内線 25-858）